

新潟市業務継続計画（BCP）の発動基準の見直しについて

- 大規模地震の発生時は、新潟市役所自体も被災し、本市の業務実施に必要な『資源』である人員、施設、ライフライン等に大きな被害を受け、行政機能が低下すること予想されますが、このような状況下にあっても、**市民の生命を守るための災害対応業務及び市民生活に不可欠な通常業務は全力を挙げて実施**する必要があります。
- そのため、**新潟市業務継続計画（BCP）は、本市が災害時に優先的に実施すべき業務をあらかじめ特定**しておくとともに、**行政機能の継続性の確保と早期の行政機能の回復を図ることを目的**としています。
- このたび、令和6年能登半島地震の初期対応検証での課題を踏まえ、新潟市業務継続計画の発動基準を下記のとおり見直し、令和7年12月4日より適用することとしました。

新潟市業務継続計画（BCP）の発動基準の見直しのポイント

- ②市内の半数以上の区で震度5強を観測
業務継続体制を自動発動とし、フェーズ1の通常業務は行い、**フェーズ2（応急対応期）以降の通常業務は一旦休止する。**
→ 「警戒配備及び非常配備に関する要綱」3号配備と同等）

見直し前

- ①市域内に震度6弱以上の地震が発生したとき、業務継続体制を自動発動とする。
（「警戒配備及び非常配備に関する要綱」4号配備（全職員配備）と同等）
- ②上記のほか、市域内に大きな被害が発生した場合、又は市役所機能に甚大な被害が生じた場合、市災害対策本部長（市長）が業務継続体制の発動を指示する。

見直し後

- ①市域内で震度6弱以上の地震を**観測**したとき、業務継続体制を自動発動とし、**不急な通常業務は一旦休止**する。
（「警戒配備及び非常配備に関する要綱」4号配備（全職員配備）と同等）
- ②**市内の半数以上の区で震度5強を観測**したとき、業務継続体制を自動発動とし、**フェーズ2（応急対応期）以降の通常業務は一旦休止する。**（「警戒配備及び非常配備に関する要綱」3号配備と同等）
- ③上記のほか、市域内に大きな被害が発生した場合、又は市役所機能に甚大な被害が生じた場合、本部長（市長）が業務継続体制の発動と、**一旦休止する通常業務**を指示する。

○今後の取組

職員配備の調整方法の検討

災害対策本部事務局（危機管理防災局）は、平時から各対策部（各所属）が作成した応急対策マニュアルの優先通常業務チェックリストや災害対応業務チェックリスト、発災時には職員参集システムの情報を総務対策部職員班（総務部人事課）と共有します。

総務対策部職員班は、発災時に応援職員の配分を速やかに調整できるよう、平時から具体的な手法を検討し、全所属に周知します。

市民周知方法の具体化

発災時には、一部業務を中止・延期し非常時対応を優先して実施する旨を市民にすみやかに周知できるよう、災害対策本部事務局（危機管理防災局、政策企画部広報課）で検討し、全所属に平時から周知します。

周知方法

ホームページ	○BCP発動について（災害対策本部広報班が担当） 全庁的な取り組みとして周知
	○各ページ（各所属が担当） 当該手続きページにて遅延想定期間を表示
SNS	BCP発動について周知
各窓口等（各所属担当）	業務名、標準処理期間と遅延想定期間を窓口に掲示

発災時はこのチェックリストを確認しやすい場所に掲示し、優先通常業務を確実に実施してください。

▲▲課 優先通常業務チェックリスト

発災時間	平成 年 月 日 時 分
災害の種類	地震（最大震度 ）・水害

優先通常業務チェックリスト
市民生活に影響の大きい、災害発生時であってもやるべき通常業務をリスト化したもの

時間	業務	チェック
【発災から72時間まで】フェーズ1「市民の命を守る」初動対策期		
発災から3時間以内実施		
	[なし]	
3時間～12時間以内実施		
	A業務	
12時間～24時間以内実施		
	A業務	
	B業務	
24時間～72時間以内実施		
	A業務	
	B業務	
	C業務	
【発災後3日から1週間まで】フェーズ2「日常生活への復帰を進める」応急対策期		
3日～1週間以内実施		
	A業務	
	B業務	
	C業務	
	D業務	
	E業務	
【発災後1週間から1か月まで】フェーズ3「生活再建に向けた」復旧復興期		
1週間～1か月以内実施		
	A業務	
	B業務	
	C業務	
	D業務	
	E業務	
	F業務	
	G業務	
	H業務	
【発災から1か月】		
	A業務	
	B業務	
	[省略]	

フェーズ2以降の業務は一旦休止
→ D業務～H業務
A業務～C業務は実施

●市内の半数以上の区で震度5強を観測

・災害時には、庁内横断的なマンパワー調整が必要となることから、被害状況にかかわらずフェーズ2（応急対応期）以降の通常業務は一旦休止する

【すべての発動要件に共通】
・被害状況や対応状況を勘案し、フェーズ移行や業務継続体制の解除を本部長（市長）が指示する